

静岡連News

第60回総会 第1号



(発行)
静岡市駿河区泉町 7-12-8
松山ビル 2F
Tel.054-283-8885
Fax.054-286-5263



静岡県商工団体連合会

静岡連第60回定期総会を開催しました

6月27日、静岡連第60回定期総会を県内3カ所をWEBでつなぐリモート総会で開催しました。

コロナ感染拡大防止のため、昨年総会（2020年10月）に続き今年も東中西部に分かれての総会となりましたが、昨年総会以降の会議などで「やはり集まって話すことが大事だ」「たまにはみんなと意見交換がしたい」という意見が寄せられていたことから、今年は非常に短時間ながら、東中西部の各会場それぞれ2分散会（3カ所計6分散会）での討論も行いました。

分散会ではコロナ禍での自分と仲間の商売をはじめ、コロナ禍が長引くなかで廃業を選択した中小業者の仲間のことや、国の「持続化給付金」や市町の独自給付金でなんとか営業を

つなげている自分の状況の報告が目立ちました。

中には「民商ニュースで、自分も『持続化給付金』の申請ができることを知った。民商に入っていてよかったと改めて思った」という話もいくつか出され、コロナで不安を募らせている中小業者の気持ちに、民商の活動が寄り添い希望に繋がっていることが明らかになりました。

建設関連業者からはウッドショックによる最近の影響が語られました。「材料がいつ入ってくるかわからないため、今週と来週では見積金額が変わってしまう。お客さんへの説明も大変」、「材料があがっているが、仕事の単価が上がらず工期も短いため、現場全体で仕事が雑になるなど良くない点が出ていると感じている」など、率直な意見が出されました。

「木材以外の資材も入手し辛くなった」という話が次々に出されました。



県婦協と県青協はそれぞれ、7月に第1回オンライン学習会を開催します。県連本会もWEBも利用しながら専門部活動や交流活動に積極的に挑戦していきたいと思っています。

※総会表彰ではコロナ禍での相談活動や宣伝活動で組織拡大をした左記民商がそれぞれ表彰されました。

読者増勢（昨年同時期）

三島・藤枝・浜北民商

会員増勢（昨年同時期）

三島・沼津・浜北民商

※総会で承認された新三役

会長 大石秀之（自動車修理販・掛）

副会長 西野雅好（木工製品製造・藤）

中尾 光（鉄骨建築・島）

山本秀樹（鉄工業・浜）

会計 山下正己（エクステリア・沼）

事務局長 瀬川るみ（専従）

静岡連第60回定期総会以降の活動

- 6/27 静岡連第60回定期総会 WEB
- 6/29 県婦協三役会②
- 7/ 1 静岡県憲法共同センター事務局会議
- 7/ 2 県青協（事務局）幹事会⑤
- 7/ 7 静岡地方自治研究集会実行委員会③
- 7/ 9 9条改憲NO！改憲発議を許さない署名行動
- 7/11 全国会長・事務局長会議 WEB
- 7/12 県青協（事務局）幹事会⑥
- 7/12 原発イレブンアクション署名行動
- 7/17 中小商工業研究・東海部会
- 7/17 全青協・オンライン学習会
- 7/20 県婦協・オンライン学習会「インボイス」



「持続化給付金」「家賃支援給付金」不給付に対する審査請求

昨年から今年春まで行われていた「持続化給付金」「家賃支援給付金」の申請ですが、申請受付窓口やサポートセンター窓口の対応は様々でした。

申請受付期間中、サポートセンターで一次審査、二次審査を担当していた派遣労働者が「データ入力募集を見て応募し、マニュアルを見ながら機械的に振り分けていた。審査基準の変更がほぼ毎日あり明確に判断できないものも多く、そういう申請は全て『不備』にしていた。申告の知識のある人は数人だった」と報道番組で語っていました。

全国では明らかな営業実態があり確定申告も行っているのに、これまで何も問題がなかった書類の文言などを理由に、各給付金の『不給付』という結論を突き付けられた中小業者が大勢取り残されています。

6月11日、全商連の「持続化・家賃支援 人の弁護士の方たちにより中小企業庁に提出金の不給付に対する審査請求説明会」

が開かれました。弁護士から審査請求の方法やスケジュールについて説明がされると共に、「不給付」とされた全国の民商会員が一斉に「審査請求書」を提出することの意義が呼びかけられました。

6月21日、説明会以降に全国から集まった61人分の「審査請求書」(持続化52件、家賃支援9件)が、「審査請求に真摯に対応し、不当な決定については速やかに取り消し、給付金を支給すること」との訴えと共に、全商連事務局長はじめ申請代理



出されました。

県内でも今回、浜北民商の喜多さんが審査請求書を提出し、午後からの記者会見にもWEBで参加されました。喜多さんは2019年10月に開業したものの、開業届の提出が2020年4月1日以降になつてしまったため『不支給』とされました。

2019年分の確定申告は行っており、2020年6月時点では持続化給付金申請要綱には「開業した年月日の公的機関の証明が必要」とは書かれていなかったため申請を行いました。ある時期から新たな文言が追加され『不備』メールが繰り返し送られてきました。

申請した時期によって支給された人と『不支給』とで分かれてしまったこと、そして開業直後に「開業届」を提出しなければならぬことを知らない事業者は多く、税務署の運営上、提出時期はこれまで問われなかったことを中小企業庁は認めましたが、給付金事務局と20回以上のメールのやり取りで開業時期を証明する「開業届」以外の書類を提出しても『不支給』は撤回されませんでした。

喜多さんは「後出しじゃんけんのように納得できない」とWEBカメラを通し、会場に集まった記者たちに訴えました。

全商連と弁護士は会見で「コロナ禍で中小業者を救うための給付金制度。その審査は『不備』を見つけハネることではなく、救うことを目的に行わなければならない」と強調し審査請求でもその給付金の目的を明らかにする必要性を訴えました。

今回の「審査請求書」集団提出は第一次分のため今後も審査請求書提出は行えます。

全商連 全国会長・事務局長 会議が開催されました



7月11日、全商連主催「全国会長・事務局長会議」がWEBで開催されました。

県内17民商と県連から14人の民商会長、19人の事務局長が参加しました。

伊藤千尋さんによる記念講演は、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐのに成功した国と失敗した国について、医療・福祉体制、弱者対策、消費税(付加価値税)減税などの面で比較した報告がされました。

また、路上で憲法ブックが売られ憲法が国民に根付いている(以前の伊藤千尋さんのコラムより)ベネズエラと、改憲に向け準備を進めている日本政府との違いについても触れ「勇気と連帯が日本を変える」と、民商の仲間を大きく増やし力を合わせることを呼びかけました。

10人の会長・事務局長より活動報告

静岡県からは藤枝民商の若林事務局長が、コロナ禍で事務局運営や民商運動に欠かせない役員の奮闘を伝えました。

静岡県連は20年前(2020年)をピークに年々読者・会員が減少していき



すが、藤枝民商のみ読者・会員とも増勢となっています。若林事務局長はこうした現在の結果は民商役員の地道な会員訪問や、手分けしての電話掛けなどの繰り返し紹介を呼び成し得たことだと話しました。

全国会長・事務局長会議には全国450カ所から960人が参加しました。

6/19、全商連第30回全国事務局員交流会がWEBで開かれ、県内民商・県連からも39人(2人欠席)の事務局員が参加しました。

全商連・太田会長のあいさつと「報告・問題点」では、「コロナ禍で困っていない業者はいない。定石の活動をしていけば組織が増えないわけではない」と繰り返し強調されました。

『定石』と言われ、すぐに内容が頭に浮かんでこなかった私は、日常の業務や活動が慣れと情性になり、片付け仕事になってしまっているのかもしれない。コロナ禍で入局し、右も左も分からないながら奮闘している奈良・檀原民商の女性事務局員の活動報告が初々しく、入局当時の気持ちを思い出し、業者運動の専従として、役割を果たしている胸を張り言えるよう改善したい。(R・S)

